

専決処分の報告について

令和 7 年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 0 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

令和 7 年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総則)

第 1 条 令和 7 年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的收入及び支出)

第 2 条 令和 7 年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支	出	
第 1 款	水道事業費用	2,648,231 千円	6,320 千円	2,654,551 千円
第 1 項	営業費用	2,513,034 千円	6,320 千円	2,519,354 千円

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により、上記のとおり専決処分とする。

令和 7 年 4 月 4 日

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力